

## あま市ホームページ広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、あま市が管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）に広告を掲載することに関し、あま市有料広告掲載要綱（平成23年あま市告示第60号。以下「要綱」という。）及びあま市有料広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（市ホームページ内に表示される広告画像で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページへリンクするものをいう。）とする。

### (掲載可能な広告等の範囲)

第3条 市ホームページに広告を掲載することができる業種又は事業者及び広告の内容、デザイン等の範囲は、要綱及び基準の規定を適用する。

2 前項の規定によるもののほか、市税等の滞納がある者の広告は掲載しない。

### (禁止する表現等)

第4条 次の表現を含む広告の掲載はしない。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン（選択ができるように見えるものを含む。）
- (4) テキストボックス（テキスト入力ができるように見えるものを含む。）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるものを含む。）
- (6) 市ホームページのコンテンツの一部と混同するおそれがある表現
- (7) 市の事業であると錯誤するおそれがある表現
- (8) 市の指定がない場合で、市の指定であると錯誤するおそれがある表現
- (9) その他掲載しないと市長が判断した表現

### (広告の規格)

第5条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横120ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメ可、透過GIF不可）、JPEG又はPNG
- (3) データ容量 5KB以下
- (4) その他 画像のスライス（分割）不可

### (広告の位置及び枠数)

第6条 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページで市長が指定した位置とし、掲載枠数は15枠以内とする。

2 広告の掲載は、1広告主につき1枠とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、6月を単位とする。

2 市長は、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）が望むときは、12月以上の申込み及び掲載を認めることができる。

3 広告の掲載期間中に市の都合により、市ホームページを一時的に閉鎖した場合でも閉鎖日数に応じた掲載期間の延長はしない。

(広告の掲載開始日等)

第8条 広告の掲載開始日及び時間は、月の初日の午前9時とし、掲載終了日及び時間は、次月の初日の午前9時とする。

2 前項の規定に関わらず、広告の掲載開始日又は掲載終了日があま市の休日を定める条例（平成22年あま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日以後の直近の市の休日でない日を掲載開始日又は掲載終了日とする。

(広告掲載希望者の募集)

第9条 市ホームページへの広告の募集は、市ホームページ、広報等で行うものとする。

2 前項の募集は、広告の掲載枠数を新たに設置したとき、又は広告の掲載枠数に空きが生じたときに行うことができる。

3 市長は、前2項の募集を行うにあたって、広告主となり得る者、広告会社等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申請)

第10条 要綱第5条に規定する申請は、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで、市長が指定する期間内に市長へ提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容等を審査し、広告の掲載の可否を決定し、要綱第6条に規定する広告掲載・不掲載決定通知書を申請者に通知するものとする。

2 市ホームページへの広告掲載ができる者の決定は、申請の受付順とする。ただし、同一順位があるときは、掲載希望月数の多いものを優先するものとする。

(広告原稿の提出等)

第12条 前条の規定による広告掲載の決定を受けた者（以下「掲載決定者」という。）

は、広告の原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に指定する方法で提出しなければならない。

2 広告の原稿は、掲載決定者の責任及び負担で作成しなければならない。

(広告の掲載料)

第13条 1 枠当たりの広告の掲載料(消費税及び地方消費税を含む。以下「掲載料」という。)は、次のとおりとする。

(1) 6月 15万円

(2) 12月 25万円

2 掲載決定者は、掲載料を市長の指定する期日までに、一括で前納するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第14条 広告の内容、デザイン等については、市ホームページの信用性及び信頼性を損なうことのないよう、審査を行うとともに、掲載決定者と市が協議することとする。

(広告内容等の変更)

第15条 市長は、広告の内容、デザイン、広告主のリンク先のホームページの内容等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、掲載決定者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 掲載決定者は、広告の内容、デザイン等を毎月変更することができる。

(広告掲載の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告の原稿の提出がないとき。

(3) 前条第1項の規定による広告の内容等の変更を掲載決定者が行わないとき。

(4) 広告の内容、掲載決定者のリンク先のホームページの内容等が、各種法令に違反している、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条第1項の規定によっても解消できないとき。

(5) その他市ホームページへの広告の掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第17条 掲載決定者は、自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 掲載決定者は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、要綱第8条第

2項に規定する広告掲載取下申出書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第18条 掲載決定者の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの掲載料を当該掲載決定者に返還することができる。

2 前項の規定により返還する掲載料は、納付した掲載料から、1月当たりの金額(消費税及び地方消費税を含む。)に掲載済の月数を乗じて得た額を控除した額とする。

3 1月当たりの金額は、3万円とする。

4 第1項の規定により還付する掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第19条 掲載決定者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 掲載決定者は、次に定める事項を遵守するものとする。

(1) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと。

(2) 広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していること。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、掲載決定者の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告主のリンク先の変更)

第20条 広告主のホームページのリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに市長公室人事秘書課に連絡しなければならない。

(市ホームページ資料の提供の許諾)

第21条 掲載決定者は、市が他機関に市ホームページの資料の提供を許諾することに伴って広告部分の提供も必要となる場合には、広告部分の提供について広告主も許諾したものとみなす。

2 前項による提供先が図書館等の場合は、当該機関によるインターネット上での提供及び来館者への複写提供についても前項と同様、許諾したものとみなす。

(庶務)

第22条 広告の掲載にかかる事務は、市長公室人事秘書課において処理する。

(裁判管轄)

第23条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、あま市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(疑義等の決定)

第24条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、

別途協議の上定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。